

計画改定のポイント

「東京都感染症予防計画」改定（令和6年3月）

基本的な考え方

都の感染症対策に係る保健・医療体制を強化し、未知の感染症にも揺るがない都市・東京に向けた取組を実施

- 統一かつ機動的に対策を講じられるよう、広域的な視点から都による総合調整を発揮
- 発生した感染症の特性や都内の感染状況に合わせて、国や関係機関と連携し、機動的な対応を実施

健康危機管理体制の強化

大都市の特性を踏まえた関係機関間の連携体制の強化

【ポイント】

- 関係機関との連携協力
 - ・ 都、区市町村、医師会等の関係団体、検疫所等の関係機関で構成される連携協議会を活用した平時からの関係機関との連携強化
- 感染症の早期探知
 - ・ 迅速な情報収集・分析を行い、都民や医療機関等の関係機関に発信
 - ・ 医療機関は法に基づく届出にあたり、感染症サーベイランスシステムを活用
- 専門家による知見の活用
 - ・ 東京 i CDC や医療体制戦略ボード等からの助言を踏まえた科学的根拠に基づく情報発信・情報共有

発生予防・まん延防止の取組

検査体制や保健所体制の強化、人材の育成等、取組の基盤となる体制の確保

【ポイント】

- 検査体制の強化
 - ・ 健康安全研究センターにおける検査機器の整備や試薬の確保
- 保健所における業務効率化の推進
 - ・ デジタル技術等の活用を促進
- 人材の確保・育成
 - ・ 国内外の専門機関等とのネットワーク構築や人材育成プログラムによる専門人材の育成
 - ・ 保健所及び管内市町村の保健師の育成や外部人材の受入れに向けた準備など、平時から市町村と連携した体制を整備

新興感染症への対応

新型コロナウイルスの経験を踏まえた実効性のある保健・医療体制の整備

【ポイント】

- 医療機関等との協定締結
 - ・ 病床確保や発熱外来などを行う医療機関等と協定を締結し、新興感染症発生時に段階的に対応する体制を確保
- 有事に備えた研修や訓練の実施
 - ・ 協定締結医療機関従事者向け研修の実施
 - ・ 保健所職員等への研修等の実施
- 保健所の業務執行体制の確保
 - ・ 応援受入体制の速やかな整備と業務量に応じた人員体制の構築
 - ・ 感染症の特性や発生の状況・経過等に応じた一元的な実施体制や外部委託の活用

計画の構成

《計画改定の趣旨》

新型コロナウイルス感染症への対応等を踏まえ、記載事項の充実を図るとともに数値目標の設定を行うほか、東京都の特性を考慮しつつ感染症から都民の生命と健康を守るため、感染症対策の一層の充実を図る

第一章 基本的な考え方

第1 基本方針

第2 関係機関の役割及び都民や医師等の責務

- **総合的な感染症対策・都による総合調整**
 - ・感染症の発生・拡大に備えた事前対応型の取組を推進しつつ、機動的に対応する体制
 - ・連携協議会を活用し、広域的な視点から総合調整を行い、統一的な方針に基づく対策を実施
- **人権の尊重**
 - ・患者や医療従事者及びその家族等関係者の人権の尊重
- **関係機関・都民等それぞれの役割・責務**
 - ・都、保健所、医療関係団体等の役割、医師、獣医師、都民等の担うべき責務

第二章 感染症の発生予防及びまん延防止のための施策

第1 感染症の発生予防のための施策

第2 感染症発生時のまん延防止のための施策

第3 医療提供体制の整備

第4 国・他縣市及び関係機関との連携協力の推進

第5 調査研究の推進及び人材の育成

第6 感染症に関する知識の普及啓発と情報提供

第7 保健所体制の強化

- **情報の収集・分析**
 - ・迅速かつ的確な情報収集・分析が行えるよう、感染症サーベイランスシステムの活用促進
 - ・マスクギャザリングイベント開催時等サーベイランスの強化、関係者間の迅速な情報共有や発生時の連携体制の構築
- **情報提供・情報共有**
 - ・感染症健康危機管理情報ネットワークシステムの活用による感染症指定医療機関、保健所等との間の速やかな情報共有
 - ・都民の不安解消を図り、感染拡大防止の行動を促すため、わかりやすく丁寧な正しい情報の発信
- **医療提供体制の整備**
 - ・感染症指定医療機関の確保、新興感染症発生等公表期間に医療の提供を行う協定指定医療機関や後方支援を行う医療機関の確保、一般医療機関の対応支援
- **検疫所等との連携、近隣自治体との連絡体制確保**
 - ・海外からの感染症侵入を見据え、検疫所や近隣自治体等との連携を強化
- **人材育成の推進**
 - ・感染症危機管理において中心的な役割を果たし公衆衛生を担当する保健所等の職員に向けた研修の実施
 - ・感染症発生時等に都の感染症対策を支える医師の確保と育成
 - ・感染対策リーダーの養成研修や感染管理認定看護師等の専門資格の取得支援等、医療機関における人材育成を支援
- **保健所体制の強化**
 - ・新興感染症の発生を見据えたデジタル技術の活用などによる業務の効率化
 - ・圏域単位での協力体制にあわせ、市町村別の保健・医療・福祉の関係団体等との協力体制の構築に向けた取組を推進

第三章 新興感染症発生時の対応

第1 基本的な考え方

第2 都及び保健所設置区市の対応

第3 検査体制の確保及び検査能力の向上

第4 医療提供体制の整備

第5 宿泊療養施設の確保及び療養環境の整備等

第6 自宅療養者等の療養環境の整備

第7 高齢者施設・障害者施設等への支援

第8 臨時の予防接種

第9 保健所の業務執行体制の確保

➤ 基本的な考え方

- ・新型コロナ対応を念頭に置くが、想定を超える事態の場合は、関係機関と連携し、機動的に対応
- ・様々な性状等を想定し、想定される状況に即した検査や医療提供体制等を検討

➤ 機能や役割に応じた検査体制の構築

- ・発生早期は、国立感染症研究所等と連携し、健康安全研究センターが検査を実施し、順次、感染症指定医療機関、協定締結医療機関、協定締結民間検査機関等も対応
- ・地域の実情に応じて地区医師会等が地域・外来検査センター（PCRセンター）を設置するなど、各地域における必要な検査体制を構築

➤ 医療提供体制の確保の考え方

- ・国内外の最新の知見等について、随時収集及び医療機関等への周知を行いながら、発生早期は感染症指定医療機関を中心に対応し、新興感染症発生公表後は協定締結医療機関に医療措置協定に基づく対応を段階的に要請

➤ 臨時の医療施設

- ・発生した感染症の性状や地域の医療提供体制の状況等を踏まえて、機動的に臨時の医療施設を設置

➤ 外出自粛対象者への療養支援・医療支援

- ・宿泊施設事業者と協定を締結し、発生時には、感染症の性状などを踏まえ、宿泊療養施設を速やかに開設
- ・医療機関、医師会又は民間事業者への委託等を活用し、適切に健康観察を行い、療養中の体調悪化の際にはできる限りの医療の提供や直ぐに相談できる体制を構築
- ・個人情報保護に配慮しながら、一般市町村と協議の上、必要な範囲で患者情報を提供

➤ 臨時予防接種の接種体制の整備

- ・ワクチンの特質や供給状況、対象者等を踏まえつつ、区市町村や医療関係団体等と連携した接種体制を構築

➤ 有事における保健所の体制整備

- ・応援派遣に向けた調整を行い、保健所が速やかに業務量に応じた人員体制を構築
- ・感染症の特性や発生状況等に応じた一元的な実施体制や外部委託の活用

第四章 その他感染症の予防の推進に関する施策

第1 特に総合的に予防施策を推進すべき感染症対策等

第2 その他の施策

➤ 近年の感染症の発生動向等を踏まえ、疾患の特性に応じた対策を推進

- ・結核低まん延化における体制作りと対策強化、急増する梅毒をはじめとする性感染症の、HIV／エイズ対策と一体となった対策を推進

➤ 「薬剤耐性（AMR）対策」「感染症の後遺症対策」への対応

- ・抗菌薬の適正使用に関する周知、関係機関等と連携したり患後症状への対応

東京都感染症予防計画における数値目標の全体像

数値目標設定の前提

- ◆ 本計画における新興感染症とは、感染症法で規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症を指すが、新興感染症の性状、感染性などを事前に想定することは困難であるため、まずは現に発生し、これまでの教訓を生かせる**新型コロナへの対応を念頭に置くこととする。この想定を超える事態の場合は、国の判断の下、当該感染症の特性に合わせて関係機関と連携し、機動的な対応を行う。**
- ◆ 新興感染症の極めて**早期の段階において**は、重症度や感染性など病原体に関する情報、地域的な流行状況、法的に対応可能な範囲など、不確定要素も多く存在するため、**実際の新興感染症発生時の状況に応じて柔軟に対応する。**

		①流行初期(発生の公表から3カ月を基本)		②流行初期以降(発生の公表から6カ月程度)	
		目標値	対応時期	目標値	対応時期
機 関	入院体制	4,000床	公表後1週間から3か月	6,000床	公表後6か月以内
	外来体制	1,000機関		4,900機関	
の 提 供	等 自 宅 療 養 者 等 へ の 医 療	病院・診療所	—	3,400機関	公表後6か月以内
		薬局	—	4,800機関	
		訪看事業者	—	1,200機関	
後方支援医療機関		—	—	310機関	
人 材 派 遣	医師	—	—	300人	
	看護師	—	—	160人	
物資の確保		協定締結医療機関等のうち8割以上の施設が、当該施設の使用量2か月分以上に当たる個人防護具(PPE)を備蓄			
検 査 体 制	地方衛生研究所	0.1万件/日	公表後1か月から3か月	0.1万件/日	公表後6か月以内
		・リアルタイムPCR 5台 ・全自動核酸抽出機器 9台		・リアルタイムPCR 5台 ・全自動核酸抽出機器 9台 ・全自動核酸検査機器 2台	
	医療機関 民間検査機関等	1万件/日	5.8万件/日		
宿泊療養施設		1,200室	公表後1か月から3か月	9,500室	公表後6か月以内
人材の養成・資質の向上		【平時】協定締結医療機関、保健所職員及び都職員等に対する研修及び訓練を年1回以上実施			
保 健 所 体 制 ※各保健所(区市含む)の合計		想定業務量に対応する 人員確保数 1,872人	公表後1か月	想定業務量に対応する 人員確保数 4,387人	公表後6か月以内
		想定業務量に対応する 人員確保数 2,642人	公表後1か月から3か月		
		【平時】IHEAT(注)要員の確保数 205人			

(注) 健康危機発生時に地域における保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み